

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日と
する)

目 次

◇ 告 示 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等
測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等

告 示

鳥取県告示第九十二号

昭和六十一年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和六十年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘

案して行つた審査の結果に基づき、別表の上欄に掲げる発注工事の種類

に於て必要な等級に区分し、これを発注の標準とする請負工事金額に対応させて定めた資格とする。

1 建設業法第二十七条の二第一項に規定する経営に関する客観的事項

(一) 審査基準日（昭和六十一年一月一日をいう。以下同じ。）の直前

の二営業年度（以下「直前二年」という。）における完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本金額（出資総額を含む。）に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積立金及び次期繰越金の額を加えた額を、個人にあつては期首資本金の額に事業主借勘定及び事業主利益の額を加えた額から事業主貸勘定の額を減じた額をいう。以下同じ。）

イ 審査基準日の前日における建設業に従事する技術職員（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者をいう。以下同じ。）の数及び技術職員以外の職員の数

(三) 経営比率

ア 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

イ 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

ウ 審査基準日の直前の営業年度（以下「直前一年」という。）における総資本純利益率（直前一年における純利益の合計額を直前

決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、
 資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金及び
 剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引
 当金及び自己資本額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分
 比で表わしたものをいう。）

四 審査基準日の前日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登
 録を受けて営業を行つていた年数をいう。）

2 主観的事項

- (一) 工事成績
- (二) 工事能力
- (三) 労働福祉等の状況

二 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、
 建設工事入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添
 えて、県内に主たる営業所を有する建設業者にあつては昭和六十一年一
 月二十一日までに、県外に主たる営業所を有する建設業者にあつては同
 年三月三十一日までに知事に提出しなければならない。ただし、提出期
 限について、知事が特別な理由があると認めるものについては、この限
 りでない。

1 県内に主たる営業所を有する建設業者

- (一) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表（様式第二号）
- (二) 営業の沿革（様式第三号）
- (三) 直前二年における工事施工金額調書（様式第四号）
- (四) 工事経歴書（様式第五号）

(四) 使用人数調書（様式第六号）

(六) 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成工事原
 価報告書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては
 直前一年の貸借対照表、損益計算書

(七) 直前一年において納税義務の発生した鳥取県の県税（事業税及び
 自動車税に限る。）の納税証明書

(八) 労働福祉の状況及び労働災害発生等状況（様式第七号）

(九) 職員調書（様式第八号）

(十) 営業用機械器具調書（様式第九号）

(十一) 使用印鑑届（様式第十号）

(十二) 印鑑証明書

2 県外に主たる営業所を有する建設業者

- (一) 建設業許可証明書
 - (二) 指名競争入札に参加を希望する建設工事の種別表（様式第二号）
 - (三) 営業所一覧表（様式第十一号）
 - (四) 工事経歴書（様式第十二号）
 - (五) 登記簿の謄本
 - (六) 使用印鑑届（様式第十号）
 - (七) 印鑑証明書
 - (八) 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の
 規定により建設大臣又は都道府県知事に提出した経営事項審査申請
 書の写し
 - (九) 委任状（年間委任の場合に限る。）
- 三 資格の有効期間

一の資格は、昭和六十一年度限りとする。ただし、昭和六十二年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

別表

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼)
ほ装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)

さく井工事	さく井工事(井)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)
管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
通信設備工事	電気通信工事(通) 電気工事(電)

様式第1号

建設工事入札参加資格審査申請書

受付番号

鳥取県知事 西 尾 邑 次 殿

昭和 年 月 日

申請者

郵便番号 □□□□-□□□
 住所 又は名称
 商号 又は
 代表者

電話番号

㊟

許可を受けて いる建設業	建設大臣 知事	許可(特一)第	工事 日許	号業 可
	昭和 年 月	第	工事 日許	可
	建設大臣 知事	許可(一般一)第	工事 日許	号業 可
	昭和 年 月	第	工事 日許	可

今般貴県所管に係る建設工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。
 なお、この建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号

指名競争入札に参加を希望する建設工事の種類別表

希望欄	発注工事種別	建設工事の種類	希望欄	発注工事種別	建設工事の種類
	一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)		一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(筋)
	鋼構造物工事(鋼)			管工事	管工事(管) 熱絶縁工事(絶) 水道施設工事(水) 消防施設工事(消) 清掃施設工事(清)
	ほ装工事	ほ装工事(ほ)		管工事	
	鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)		建具工事	建具工事(具) ガラス工事(ガ)
	プレキャスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)		内外装工事	左官工事(左) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 防水工事(防) 内装仕上工事(内)
	港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)		屋根工事	屋根工事(屋) 板金工事(板)
	機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)		電気工事	電気工事(電) 電気通信工事(通) 消防施設工事(消)
	塗装工事	塗装工事(塗)		通信設備工事	電気通信工事(通) 電気工事(電)
	造園工事	造園工事(園)			
	さく井工事	さく井工事(井)			

記載要領

「希望欄」には、発注工事種別の中から入札参加を希望する業種について○印で記載すること。

様式第3号

営 業 の 沿 革

創 業		年	月	日
創		年	月	日
業		年	月	日
後		年	月	日
の		年	月	日
沿		年	月	日
革		年	月	日
最初に許可又は登録を受けた年月日		年	月	日

記載要領

「創業後の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、賞罰（行政処分等を含む。）等を記載すること。

様式第4号

直前2年の各営業年度における工事施工金額調書

営業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の金額	合計
		工事 千円	工事 千円	工事 千円	工事 千円		
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計						
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計						
第 年 月 月 日から 日まで	官公庁 民間 計						

記載要領

- 1 この表には、完成工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区別して記載すること。

様式第5号

(建設工事の種類)

工 事 経 歴 書

番号	工 事 名	契約書 等の種 別	注 文 者	請負代金の額	工 事 原 価			工事差益	着 工 年 月	完 成 年 月	下請負に係る工 事代金支払状況	
					材料費	労務費	外注費				経 費	計
1					()	(())	()		年 月	年 月		
2					()	(())	()		年 月	年 月		
3					()	(())	()		年 月	年 月		
直前2年の決算における完成工事高 小 計					()	(())	()					
1					()	(())	()		年 月	年 月		
2					()	(())	()		年 月	年 月		
3					()	(())	()		年 月	年 月		
直前1年の決算における完成工事高 小 計					()	(())	()					
合 計					()	(())	()					

記載要領

- この表は、「直前2年の各営業年度における工事施工金額調書」(様式第4号)に記載した工事の種類(以下「工事種類」という。)ごとに、別業として作成すること。
- この表は、直前2年において完成した主な工事について記載すること。
- 「契約書等の種別」の欄には、契約の締結方法の種別を記載すること。
- 下請工事については、「注文者」の欄には、直接注文した者を記載し、「工事名」の欄には、下請工事の名称を記載すること。
- 「工事原価」の欄の(())内には、下請契約の件数を記載すること。
- 「工事原価」の欄の()内には、他の建設業者の施工協力を受けて支払った協力経費を記載すること。
- 「下請負に係る工事代金支払状況」の欄には、鳥取県が発注した工事に係る元請負人(鳥取県から直接工事を請負った者をいう。以下同じ。)が下請負人に発注し、又は元請負人から直接受注した1件500万円以上の下請負工事についてのみ記載すること。

様式第6号

使 用 人 数 調 書

営 業 所	技 術 職 員	技術職員以外		合 計	労務者
		事務関係職員	技術関係職員		
(主たる営業所)	役 員	人		人	
	職 員				
(その他の営業所)	役 員				
	職 員				
(その他の営業所)	役 員				
	職 員				
合 計					

記載要領

- 1 建設業に従事している役員及び職員の数を記載すること。(ただし、法人にあつては代表権を有する役員、個人にあつては代表者を除く。)
- 2 「役員」は、常勤のものとする。
- 3 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外の者とする。
- 4 「技術職員」とは、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者をいう。

技術研修の状況

鳥 取 県 建 設 技 術 セ ン タ ー 研 修 状 況			そ の 他 の 研 修 状 況		
研 修 項 目	当初予定人員	実参加人員	研 修 項 目	研 修 の 内 容	

記載要領

「研修の内容」の欄には、研修の実施状況について具体的に記載すること。

様式第8号

技術職員 (工事)

職 員 調 査 書

番号	月給の別	氏名	年齢	現住所	採用年月日	法令による免許等		実務経験年数	建設業法第7条第2号	従事内容	雇用保険の有無	備考
						年	月					
1	()							年	イ・ロ・ハ			
2	()								イ・ロ・ハ			
計 人												

記載要領

- この表は、発注工事種別ごとに別葉とすること。
 - この表には、「使用人数調査」(様式第6号)に記載した技術職員のほか、法人にあつては代表権を有する役員、又は個人にあつては代表者で技術者であるものを含む。
 - 「月給・日給の別」の欄の()内には、日給者について年間実労働日数を記載すること。
 - 「法令による免許等」欄には、建設工事に関し法律若しくは命令による免許、技術若しくは、技能の認定を受けた資格又は建設業法第7条第2号イに規定する学校名学科等を記載すること。(例)〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士、〇〇高等学校〇〇科等)
 - 「実務経験年数」は、当該工事種類に関し有する場合は、実務経験の年数とする。
 - 役員又は代表者は、当該工事種類に兼任している場合は、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。
 - 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。
- 技術職員以外の職員

番号	役職名	常勤・非常勤等の別	氏名	年齢	現住所	就任又は採用年月日	従事内容	雇用保険の有無	備考
1		()							
2		()							
計 人									

記載要領

- この表は、「使用人数調査」(様式第6号)に記載した技術職員以外の職員のほか、法人にあつては代表権を有する役員及び非常勤役員もすべて記載するものとし、個人にあつては本人も記載すること。
- 「常勤・非常勤等の別」の欄には、役員については常勤・非常勤の別を、職員については月給・日給の別を記載するものとし、日給職員については年間実労働日数を()内に記載することとする。
- 役員又は本人が技術職員を兼任している場合は、備考欄に「技術職員兼任」と記載すること。
- 技術関係職員には、備考欄に(技)と記載すること。
- 「従事内容」の欄には、主として従事している業務の内容を記載すること。

記載要領

- 1 別表の順に番号を付記して、取得価額80万円以上の機械器具のみを記載すること。
- 2 別表に掲げられた機械器具以外の機械器具を所有しているときは、別表に掲げられたものと同種とみなされるもののみを「番号」の欄に「その他」と付記し、記載すること。
- 3 「年間稼動時間数」の欄には、直前1年における稼動時間数の合計を記載すること。

別表

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	ブルドーザー(トラクターを含む。)	13	アースオーガー	28	コンクリートグラウト
2	モータースクレーパー	14	地下連続壁施工用機械	29	コンクリートミキサー
3	被けん引スクレーパー	15	グラウト機械(グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。)	30	トラックミキサー
4	シヨベル系掘削機(パワーシヨベル、バツクホウ、ドラグライオン、クラムシエル等を含む。)	16	ボーリソングマシン(さく井機等を含む。)	31	コンクリートポンプ(コンクリートプレサーを含む。)
5	連続式掘削機(バケットホイールエキスカベーター、トレンチャー等を含む。)	17	さく岩機(ブリーカーを含む。)	32	コンクリート振動機
6	トラクターシヨベル	18	ドリルマシン	33	アスファルトプラント
7	ダンプトラツク類(ダンプトラツク、ダンプカー、ダンプバレー等を含む。)	19	クローラドリル及びワゴンドリル	34	アスファルトフイニツシヤー
8	自走式クレーン(トラツククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン等を含む。)	20	シールド掘進機	35	アスファルトリヂェストリビューター
9	固定式クレーン(タワークレーン、デリツククレーン、ジブクレーン門形クレーン、クレーンクレーン等を含む。)	21	トノネル掘進機	36	コンクリートフイニツシヤー
10	工専用エレベーター及びリフト	22	モーターグライダー	37	コンクリートスプレツダー
11	くい打機及びくい抜機(ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバ、気動ハンマー等を含む。)	23	ロードローラー	38	しゅんせつ船
12	大口径掘削機(アースドリル、リバーササーキユレーシヨンドリル等を含む。)	24	タイヤローラー	39	起重機船(くい打ち船を含む。)
		25	振動ローラー	40	土運船
		26	小形振動締固め機(振動コンパクター、ランマー、タソバレー等を含む。)	41	引船
		27	砕石機	42	空気圧縮機

様式第10号

使 用 印 鑑 届

使用印

実 印

上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

昭和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者



様式第11号

営 業 所 一 覧 表

名 称	許 可 を 受 け た 建 設 業	所 在 地 (郵 便 番 号)	電 話 番 号
(主たる営業所)			
(その他の営業所)			
計			

記載要領

- 1 「名称」の欄には、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 「許可を受けた建設業」の欄には、当該営業所において営業（契約）する建設業を、建設業法施行規則別記様式第1号の別表中（ ）内で示された建設業の略号で記載すること。

鳥取県告示第九十三号

昭和六十一年度において県が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

昭和六十一年十一月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指名競争入札に参加する者に必要な資格

指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行つた審査の結果に基づき、それぞれ業務の種類に応じて定めた資格とする。

1 審査基準日（昭和六十一年一月一日をいう。以下同じ。）の直前の

二 営業年度における測量等業務の収入高

2 経営規模

(一) 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては資本金額（出資総額を含む。）に新株式払込金（又は新株申込証拠金）、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては期首資本金の額に事業主借勘定及び事業主利益の額を加えた額から事業主貸勘定の額を減じた額をいう。以下同じ。）

(二) 審査基準日の前日における測量等業務に従事する職員の数
3 経営比率

(一) 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(二) 直前決算における自己資本固定比率（自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(三) 審査基準日の直前の営業年度（以下「直前一年」という。）における総資本純利益率（直前一年における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、資本金、新株式払込金（又は新株申込証拠金）、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債及び自己資本額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(四) 審査基準日の前日までの測量等業務の営業年数

二 資格審査の申請手続

指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者は、測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて、昭和六十一年二月二十八日までに知事に提出しなければならぬ。ただし、提出期限について知事が特別な理由があると認めるものについては、この限りでない。

なお、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百八十七号）又は補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第七百四十一号）の定めるところによりそれぞれ登録を受けた者にあつては、次に掲げる書類のうち、1から4まで及び7から9までの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程又は補償コン

サルタント登録規程の定めるところにより建設大臣に提出した現況報告書の写しをもつて代えることができるものとする。

- 1 測量等実績調書(様式第二号)
- 2 職員調書(様式第三号)
- 3 技術者経歴書(様式第四号)
- 4 営業用機械器具調書(様式第五号)
- 5 経営規模等総括表(様式第六号)
- 6 法人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書、完成業務原価報告書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては直前一年の貸借対照表、損益計算書及び完成業務原価報告書
- 7 登記簿の謄本
- 8 営業に関し法律上必要とされる登録の証明書
- 9 個人にあつては、その者の身元証明書
- 10 使用印鑑届(様式第七号)
- 11 印鑑証明書
- 12 委任状(年間委任の場合に限る。)

三 資格の有効期間

一の資格は、昭和六十一年度限りとする。ただし、昭和六十二年度の指名競争入札の参加者の資格が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

様式第1号

受付番号	
------	--

測量等業務入札参加資格審査申請書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次 殿

測量業	第 号	年 月 日
建設コンサルタント業	第 号	年 月 日
地質調査業	第 号	年 月 日
補償コンサルタント業	第 号	年 月 日
建築士事務所	第 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 号	年 月 日
計量証明事業者	第 号	年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

電話番号

申請者 所
 住 宅 又 は 名 称
 ナ ギ ン 商 号 表 示
 ナ ギ ン 代 表 者

㊦

今般貴県所管に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この入札参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第 3号

職 員 調 査 書

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 職 員	事 務 関 係 職 員	合 計
合 計	人	人	人

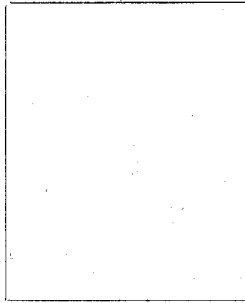
記載要領

- 1 測量等業務に従事している常勤の役員及び職員の数を記載すること。
- 2 「職員」は、雇用期間を特に限定することなく雇用された者で、労務者以外のものとする。

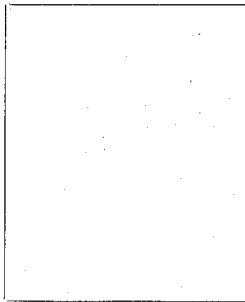
様式第7号

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑は、入札見積に参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

昭和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

